

# ファミリー・サポート・センター事業を 利用した方への助成金について



新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育施設等（保育所、幼稚園、小学校、学童保育）の臨時休業により、ファミリー・サポート・センター事業の預かり援助を利用した方に、預かり援助利用費相当分の金額（預かり援助を利用したお子様 1 人当たり日額 6,400 円上限）を助成します。

預かり援助の利用及び助成には、ファミリー・サポート・センターへの入会が必要です。詳しくはファミリー・サポート・センター事務局へお問い合わせください。

## 助成の対象は…

ファミリー・サポート・センターに入会している方で、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、会員の子どもが所属する保育施設等が臨時休業した場合、就労などで一時的に子どもの面倒が見れない会員が、ファミリー・サポート・センター事業の預かり援助を利用した場合、その利用料金が対象となります。

## 申請するには…

援助終了後、ファミリー・サポート・センター事業利用助成金交付申請書兼請求書（※1）に必要事項を記入・押印し、援助活動報告書（※2）と一緒に下記事務局へ提出してください。（郵送可）

※1 記入事項は、申請者の勤務先、対象児童の通学・通園施設、利用日・時間、振込先口座などになります。

※2 援助活動報告書は、援助を行う提供会員から受け取ってください。

### 1 ファミリー・サポート・センターへの入会

入会申込書（ファミリー・サポート・センター事務局、公民館等に設置）に必要事項を記入し、保護者の証明写真 2 枚（3 か月以内に撮影。横 2.5 cm×縦 3 cm）を添えて、ファミリー・サポート・センター事務局で登録してください。（入会済みの方は、改めて入会する必要はありません。）

### 2 事前打ち合わせ

援助内容の確認や、援助を行う提供会員との事前打ち合わせを行います。

### 3 援助の依頼・利用

提供会員に連絡し、預かり援助を利用します。（保育施設等の臨時休業期間外や開所時間外の預かり援助及び送迎は、助成対象外です。）

提供会員に報酬を支払い、援助活動報告書（依頼会員用）を受け取ります。

### 4 助成の申請

利用助成金交付申請書兼請求書（ファミリー・サポート・センターホームページからダウンロード可）、援助活動報告書を、ファミリー・サポート・センター事務局に提出してください。（利用日の翌月 5 日までに提出してください。）

### 5 助成の決定・振込

申請内容が確認され、決定された助成額が通知されます。（内容確認の結果、申請額の一部または全部が対象外になる場合があります。）交付決定日から 30 日以内に、指定された口座に助成金が振り込まれます。

お問い合わせ先 厚木市ファミリー・サポート・センター事務局

☎046-225-2933（直通） ※月～金の 8:30～17:15 開所（土日祝日、年末年始は休み）

厚木市中町 2-12-15 アミューあつぎ 8 階 子育て支援センター内

<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/kosodatekyoiku/kosodate/ouendan/family/p003640.html>